

復興大臣

根本 匠 様

要 望 書

平成26年2月21日

福島県南相馬市長 桜井 勝延

東日本大震災及び原発事故から間もなく3年を迎え、当市は復旧・復興に向け、津波及び原子力災害によって失われた生活・産業基盤の再生を目指し全力で取り組んでおります。

大震災による津波被害からの個別の住宅再建としては、復興交付金事業「住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）」を実施しておりますが、その実施期間は平成27年度までとなっております。

当市では昨年12月に「避難指示区域」の解除目標時期を平成28年4月と設定したところですが、当該区域の避難者はこれから本格的に帰還や生活再建に向けた準備を進めるため、残り2年で終了する本事業を活用することができない恐れがあります。

また、現在、建設需要が多いことから、平成27年度までに新築しようとしても、実施できないことが懸念されます。

今後も、避難指示区域内の方がふるさとに戻るための支援は、継続的に措置する必要があります。さらに、避難者が自らの生活再建の設計に合わせ本事業を活用することができなければ、市の復興につながりません。

以上のことから、下記のとおり要望します。

## 記

### 1. がけ地近接等危険住宅移転事業の実施期間延長について

避難指示区域内の方がそれぞれの状況に応じて帰還や生活再建の準備ができるよう、本事業の実施期間を延長し生活再建に十分な期間とすること。